

小平市立学校給食センター更新事業
～手作りで温かいおいしい給食をめざして～

入札説明書（案）

令和元年6月
【令和2年1月変更版】

小平市

目 次

第 1 入札説明書等の位置づけ	1
第 2 事業の目的及び内容	2
1 事業の目的	2
2 事業名称	2
3 事業の対象となる公共施設等	2
4 事業実施場所	2
5 事業概要	2
6 本施設の管理者の名称	3
7 事業の対象範囲	3
8 事業方式	4
9 事業期間	4
10 事業スケジュール（予定）	5
11 事業期間終了時の措置	5
12 事業者の収入	5
13 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	5
14 遵守すべき法制度等	6
第 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件	8
1 入札参加者の構成等	8
2 業務実施企業の参加資格要件	8
3 入札参加グループの制限	10
4 特別目的会社（SPC）の設立等	12
5 参加資格要件の確認基準日	12
6 入札参加者及び協力企業の変更	12
7 電子調達サービスの追加登録	12
第 4 事業者募集等のスケジュール	13
第 5 入札手続等	13
1 担当窓口	13
2 入札に関する手続	13
3 入札参加に関する留意事項	16
4 入札予定価格	18
第 6 入札書類の審査	19

1 技術提案型総合評価審査委員会	19
2 審査方法	19
3 審査項目等	19
第7 提案に関する条件	21
1 立地条件等	21
2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件	21
3 業務の委託	22
4 資金計画・事業収支計画に関する条件	22
5 本市の費用負担	23
6 サービスの対価	23
7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	23
8 土地の使用	23
9 保険	23
10 本市と事業者の責任分担	23
11 財務書類の提出	24
第8 契約に関する事項	25
1 契約手続き	25
2 契約の枠組み	25
3 契約金額	25
4 契約保証金	26
5 事業者の事業契約上の地位	26
第9 提出書類	27
1 入札時の提出書類	27
第10 その他	29
1 事業の継続が困難となった場合の措置	29

様式1 入札説明書等説明会及び事業予定地説明会参加申込書（※入札公告時に公表）

様式2 入札説明書等に関する質問書（※入札公告時に公表）

様式3 入札説明書等に関する個別対話参加申込書（※入札公告時に公表）

第1 入札説明書等の位置づけ

この入札説明書は、小平市（以下「本市」という。）が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、特定事業として選定した小平市立学校給食センター更新事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付するものである。

また、この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、小平市契約事務規則（昭和39年規則第15号）及び本事業の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、入札参加者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

入札説明書に合わせ配付する次の資料を含め、「入札説明書等」と定義する。入札参加者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

事業契約書（案）：本事業の実施に係わる契約（以下「事業契約」という。）の内容を示すもの（仮事業契約書及び事業契約約款（案）により構成され、事業契約約款（案）には、別紙も含まれる。）

要求水準書（添付資料を含む。）：本市が事業者に要求する具体的な設計、建設、維持管理及び運営のサービス水準を示すもの

落札者決定基準：入札参加者から提出された提案書を評価する基準を示すもの

様式集：提案書の作成に使用する様式を示すもの

基本協定書（案）：事業契約の締結に向けて、本市と落札者との間の基本的な協約事項を示すもの

なお、入札説明書等と令和元年9月27日までに公表済みの実施方針及び要求水準書（案）、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答及び入札説明書等に関する質問等に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先するものとし、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び要求水準書（案）に関する質問等に対する回答によるものとする。

第2 事業の目的及び内容

1 事業の目的

現在の小平市立学校給食センター（以下、「現学校給食センター」という。）は、昭和 57 年の建設から 35 年以上が経過しており、施設や設備機器、配管等の老朽化が進んでいる。また、ドライシステムの運用や、大型調理設備を用いた短縮時間による細菌の繁殖防止等を実施しているものの、建設年度が古いため、汚染区域と非汚染区域の分離や、適切な動線計画等、平成 21 年に大幅に改正された「学校給食衛生管理基準」への対応も必要となっている。

こうした状況を受け、本事業では、現学校給食センターを解体・撤去したのち、現敷地に調理能力 6,000 食／日の新たな学校給食センターを整備し、令和 4 年度からの供用開始を目指すこととしている。

なお、本事業を実施するに当たっては、PFI 法に基づき、施設の設計、建設、維持管理及び運營業務を長期に、かつ、一体的に実施するもので、民間の資金、経営能力等の活用を図り、良好な施設の整備や維持管理、効果的な運営等により、長期的な観点で事業コストの削減を目指すものとする。

2 事業名称

小平市立学校給食センター更新事業

3 事業の対象となる公共施設等

本事業で対象とする施設は、以下のア、イ及びウに掲げるものとする。

ア 新学校給食センター（以下、「本施設」という。）

イ 現学校給食センター

ウ 配送校配膳室（配送校：小平第一中学校、小平第二中学校、小平第三中学校、小平第四中学校、小平第五中学校、小平第六中学校、上水中学校、花小金井南中学校）

4 事業実施場所

(1) 事業予定地

東京都小平市小川東町 5-17-10

(2) 敷地面積

3,411.43 m²

5 事業概要

6,000 食／日の調理能力を有する本施設の設計・建設及び維持管理・運営を行う。

※市内全中学校の食数は約 5,000 食／日を想定しているが、市内の小学校給食は自校調理を行っており、学校改築時の給食調理室が使用できない期間に、当該学校に給食を提供することも想定し、最大調理能力を 6,000 食／日と設定する。

6 本施設の管理者の名称

小平市長 小林 正 則

7 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

① 設計業務

- ア 事前調査業務（必要に応じて、現況測量、地盤調査、電波障害調査等）
- イ 設計業務
- ウ 本事業に伴う各種申請等の業務
- エ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務

- ア 現学校給食センターの解体撤去業務（アスベスト除去工事を含む）
- イ 本施設の建設業務
- ウ 厨房機器等の調達及び設置業務
- エ 配送校配膳室の保冷库の撤去及び保冷库調達・設置業務
- オ 什器・備品等の調達及び設置業務
- カ 食器・食缶等の調達業務
- キ 工事監理業務
- ク 近隣対応・対策業務
- ケ 電波障害対策業務
- コ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備・厨房機器等保守管理業務
- ウ 什器・備品等保守管理業務
- エ 食器・食缶等の更新業務
- オ 外構等維持管理業務
- カ 環境衛生・清掃業務
- キ 警備保安業務
- ク 修繕業務
- ケ その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 建築物、建築設備、厨房機器に係る大規模修繕は、本市が直接行うこととし、事業者の業務対象範囲外とする。ここでいう大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう（「建築物修繕措置判定手法（(旧)建設大臣官房官庁営繕部監修）」（平成5年版）の記述に準ずる。）。

④ 運営業務

- ア 開業準備業務
- イ 検収補助業務

- ウ 給食調理業務
- エ 給食配送・回収業務
- オ 配送校での配膳業務
- カ 洗浄・残滓処理等業務
- キ 食に関する指導の支援業務
- ク その他上記の業務を実施する上で必要な関連業務

※ 運営に関して本市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

- i) 調理食数の決定
- ii) 献立の作成
- iii) 食材の調達
- iv) 食材の検収
- v) 検食
- vi) 給食費の徴収管理
- vii) 食に関する指導

⑤ その他

事業者の提案に基づく付帯事業は、以下の点に留意した上で、落札者決定後、協議のうえ、本市が許可した場合に限り、これを実施することができる。なお、実施にあたっての条件等は、以下のとおりである。

- ア 独立採算事業とし、施設使用料等を本市に支払うこと。なお、施設使用料等については、本市と協議すること。
- イ 公共施設の有効活用の観点から、地域の活性化や利便性の向上等の市民サービスの向上に寄与するものとする。
- ウ 学校給食法をはじめとする各種法令、指針、基準等の趣旨に反することのないような事業とする。
- エ 施設整備や付帯事業運営において、主体事業である本施設の維持管理業務及び運営業務に影響を及ぼさないようにする。
- オ 付帯事業が許可を受けた内容と異なる場合、あるいは付帯事業を継続することが不相当であると本市が認めた場合等は、本市は事業者に対して付帯事業を中止させることができる。

8 事業方式

本事業は、PFI 法第 14 条第 1 項に基づき、本施設の管理者等である本市が、民間事業者（以下、「事業者」という。）と締結する PFI 事業に係る契約（以下、「事業契約」という。）に従い、事業者が、本施設の設計及び建設・工事監理業務を行い、本市に所有権を設定した後、事業契約により締結された契約書（以下、「事業契約書」という。）に定める事業期間が終了するまでの間、維持管理及び運営業務を遂行する方式（BTO: Build Transfer Operate）により実施する。

9 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日より令和 19 年 7 月末日までとする。

10 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね次のとおりとする。

事業契約締結	令和2年12月
事業期間	事業契約締結日～令和19年7月末日（設計・建設期間＋約15年）
設計・建設期間	事業契約締結日～令和4年10月末日
※現学校給食センターの解体業務着手可能時期は令和3年5月以降	
維持管理期間	施設引渡し日～令和19年7月末日
開業準備期間	施設引渡し日～令和4年12月末日
運用開始日	令和5年1月1日
運営期間	運用開始日～令和19年7月末日

11 事業期間終了時の措置

事業期間の終了時、事業者は、施設から速やかに退去する。

なお、事業者は、事業期間終了後に本市が本施設を継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、事業期間終了日の約2年前から、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を本市に提供する等、事業の引き継ぎに必要な協議・協力を行うこと（事業期間終了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

12 事業者の収入

本市は、本事業において、事業者が提供するサービスに対し、事業契約書に定めるサービスの対価を、本施設の引き渡し後、事業期間終了時までの間、一時に又は定期的に支払う。サービスの対価は、設計及び建設・工事監理業務の対価、維持管理業務及び運営業務の対価からなる。

13 事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本事業の目的を達成するために、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書に示されたサービス水準を達成しているか否かを確認するため、本市でモニタリングを行う。

(2) モニタリングの時期

本市が行うモニタリングは、設計時、工事施工時、工事完成時、維持管理時及び運営時の各段階において実施する。

(3) モニタリングの方法

モニタリングは、本市が提示した方法に従って本市が実施する。事業者は、本市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

(4) モニタリングの結果

モニタリングの結果は、本市から事業者に対して支払われるサービスの対価の算定等に反映され、要求水準書に示されたサービス水準を一定限度下回る場合には、サービスの対価の支払の延期や減額のほか、改善勧告、契約解除等の措置の対象となる。

14 遵守すべき法制度等

本事業の実施に当たっては、PFI 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府告示第 11 号。以下「基本方針」という。)並びに地方自治法のほか、以下に掲げる関連法令(当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令等を含む。)を遵守するとともに、関連する要綱・基準(最新版)についても、適宜参照すること。

なお、以下に記載のない法令等についても、必要により適宜参照すること。

【法令・条例等】

- ① 建築基準法
- ② 都市計画法
- ③ 消防法
- ④ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ⑤ 水道法、下水道法、水質汚濁防止法、河川法
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 大気汚染防止法、悪臭防止法
- ⑧ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ⑨ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- ⑩ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ⑪ 電気事業法、騒音規制法、振動規制法
- ⑫ 学校教育法
- ⑬ 学校給食法、学校保健安全法、食品衛生法
- ⑭ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- ⑮ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ⑯ 警備業法、労働安全衛生法その他各種のビル管理関係法律
- ⑰ 建設業法その他各種の建築関係資格法律及び労働関係法律
- ⑱ 条例
 - ア 東京都福祉のまちづくり条例
 - イ 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
 - ウ 東京における自然の保護と回復に関する条例(自然保護条例)
 - エ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)
 - オ 東京都建築安全条例
 - カ 東京都給水条例
 - キ 東京都火災予防条例
 - ク 東京都景観条例
 - ケ 東京都建築物バリアフリー条例
 - コ 東京都下水道条例
 - サ 東京都環境基本条例
 - シ 東京都食品製造業等取締条例
 - ス 小平市建築協定条例
 - セ 小平市情報公開条例
 - ソ 小平市個人情報保護条例
 - タ 小平市学校給食共同調理場設置条例
 - チ 小平市文化財保護条例
 - ツ 小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例
 - テ 小平市環境基本条例
 - ト 小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例

- ナ 小平市福祉のまちづくり条例
- ニ 小平市下水道条例
- ヌ 小平市用水路条例
- ネ 小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例
- ⑲ その他関連法令、条例等

【要綱・基準等】

- ① 公共建築物整備の基本指針（東京都財務局）、構造設計指針及び同解説（東京都財務局）
- ② 東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書
- ③ 官庁施設の基本的性能基準及び解説、建築構造設計基準及び同基準の資料、建築設計基準及び同解説、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ④ 建築工事監理指針、電気設備工事監理指針、機械設備工事監理指針、建築工事安全施工技術指針
- ⑤ 高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- ⑥ 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）
- ⑦ 建設副産物適正処理推進要綱
- ⑧ デジタルテレビ放送受信障害対策処理要領
- ⑨ ヒートアイランド現象緩和のための建築設計ガイドライン
- ⑩ 東京都建設リサイクルガイドライン
- ⑪ 建築物解体工事共通仕様書
- ⑫ 学校給食実施基準、学校給食衛生管理基準
- ⑬ 大量調理施設衛生管理マニュアル、学校給食調理場における手洗いマニュアル、調理場における洗浄・消毒マニュアル、調理場における衛生管理&調理技術マニュアル、学校給食調理従事者研修マニュアル、食に関する指導の手引
- ⑭ 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル
- ⑮ 学校環境衛生基準、学校施設環境改善交付金要綱、学校施設整備指針、学校施設における事故防止の留意点
- ⑯ 東京都グリーン購入推進方針、東京都景観計画
- ⑰ 小平市都市計画マスタープラン
- ⑱ 小平市地域エネルギービジョン、小平市みどりの基本計画、小平市第二次環境基本計画
- ⑲ 小平市第三期福祉のまちづくり推進計画
- ⑳ その他関連要綱及び基準

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数の企業で構成するグループ（以下「入札参加グループ」という。）とする。入札参加グループは、代表企業（以下「代表企業」という。）を定め、それ以外の企業は構成企業（以下「構成企業」という。）とする。
- イ 参加表明書には代表企業名及び構成企業名を明記し、必ず代表企業が入札手続きを行うこと。
- ウ 代表企業又は構成企業以外に、事業開始後、エに示す特別目的会社から直接設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営のいずれかの業務を受託、又は請け負うことを予定している企業がいる場合には、当該企業を協力企業（以下「協力企業」という。）として入札参加グループに含めるものとし、参加表明書において明記すること。
- エ 入札参加者は、入札の結果、落札者として選定された場合は、代表企業及び構成企業の出資により、特別目的会社（以下「SPC」という。）を仮事業契約締結時までに設立するものとする。なお、代表企業は、出資者中最大の出資割合を負担するものとする。
- オ 代表企業及び構成企業以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、全事業期間を通じて、当該出資者の出資比率は出資額全体の 50%未満とする。
- カ 入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が小平市内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること。

2 業務実施企業の参加資格要件

代表企業、構成企業及び協力企業は、東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）において本市に登録があり、かつ本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、代表企業、構成企業及び協力企業のうち設計、建設、厨房機器等の調達及び設置、工事監理、維持管理及び運営の各業務を行う者（事業者が設立する SPC からこれらの業務を受託する者）は、それぞれ①、②、③、④、⑤及び⑥の要件を満たさなければならない。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

ただし、建設業務を行う者及びこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者は、工事監理業務を行うことはできない。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。

① 設計業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、設計業務を複数の設計企業で実施する場合は、少なくとも 1社が全ての要件に該当し、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。

ウ HACCP 対応施設に対する相当の実績等を有していること。

なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていると認められた施設の設計実績、ドラインシステムの学校給食施設の設計実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有しているものを配置すること等をいう。

エ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること。

オ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の実施設計を完了した実績を有していること。

② 建設業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、建設業務を複数の建設企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて小平市に登録があり、申請業種が建築工事であること。

ウ 電子調達サービスにおいて、建設業法による経営事項審査の結果、建築一式工事の総合評定値 P 点が 900 点以上であること。総合評定値 P 点については、最新ののものに限る。

エ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。

オ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食センターの施工実績を有していること。

③ 厨房機器等の調達及び設置業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が厨房であること。

イ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食センターの厨房機器等の調達及び設置業務の実績を有していること。

④ 工事監理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、工事監理業務を複数の工事監理企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すア 及びイ の要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所に登録を受けた者であること。

イ 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が建築設計であること。

- ウ 平成 22 年 4 月以降に着手した延べ面積 2,000 m²以上の公共施設の工事監理を完了した実績を有していること。
- エ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食センターの新築若しくは改築工事の工事監理を完了した実績を有していること。

⑤ 維持管理業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、維持管理業務を複数の維持管理企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。
- イ 平成 22 年 4 月以降に着手した学校給食センターの維持管理業務の実績を有していること。

⑥ 運営業務を行う者

次に掲げる要件に該当すること。ただし、運営業務を複数の運営企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。

- ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があること。
- イ HACCP に対する相当の実績等を有していること。
なお、「HACCP に対する相当の実績等を有していること」とは、HACCP 認証取得施設、ISO22000 認証取得施設又は地方公共団体が行う自主衛生管理評価事業等により HACCP と同等の自主衛生管理を行っていることと認められた施設の運営実績、ドライシステムの学校給食施設の運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、若しくは HACCP に関する審査員資格等を有していること等をいう。
- ウ 運営業務のうち、給食調理業務を行う者については、平成 22 年 4 月以降に学校給食センターにおいて、4,000 食/日以上調理業務の実績を有していること。
- エ 学校給食センターでの調理業務の経験が 3 年以上で、かつ、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を、調理責任者として、当該調理業務を実際に行う企業の正規職員として配置できること。

3 入札参加グループの制限

以下のいずれかに該当する者は、入札参加者となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ウ 建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下、「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下、「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下、「更生手続開始の申立て」という。）をしている者又は更生手続開始の申立てをなされている者。ただし、同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受

- けた者が、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- オ 民事再生法第 21 条の第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- カ 平成 18 年 4 月 30 日以前に会社法（平成 17 年法律第 86 号）の施行に伴う改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
- キ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産の申立てがなされている者。
- ク 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から事業者の選定が終了するまでの期間に、小平市競争入札参加有資格者指名停止等に関する要綱に基づく指名停止等の措置を受けている者。
- ケ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者。
- コ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう。本事業に係るアドバイザリー業務に関与した者は、以下のとおりである。
- ・ 株式会社 建設技術研究所
 - ・ シリウス総合法律事務所
 - ・ 株式会社 学校文化施設研究所
 - ・ 永井公認会計士事務所
 - ・ 株式会社 学給絵所舎
- サ 小平市立学校給食センター更新事業技術提案型総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。なお、委員の公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- シ 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者。
- ス 代表企業・構成企業及び協力企業のいずれかで、他の入札参加者として参加している者。ただし、本市が事業者との基本協定書を締結後、選定されなかった他の入札参加者が、事業者の業務等を支援し、及び協力することは可能である。また、給食配送・回収業務を実施する協力企業として本事業に参画しようとする者は、複数の入札参加者の協力企業となることができる。
- セ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となるような活動を行う者。また、小平市契約からの暴力団排除措置要綱第 3 条第 1 項各号に掲げる入札参加排除措置を受けている者。なお、事業契約締結日までの間に当該入札参加排除措置を受けた者は、入札参加資格が取り消されるものとし、その者の入札を無効とする。

4 特別目的会社（SPC）の設立等

入札参加者は、本事業の事業者を選定された場合、会社法に定める株式会社として本事業を実施する SPC を小平市内に設立することとする。ただし、事業予定地内に設立することは不可とする。

なお、SPC の株式については、書面による本市の事前の承諾を得た場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできないものとする。

5 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書及び入札参加資格審査書類を受付した日とする。ただし、参加資格を確認後、落札者決定の日までの間に、代表企業が参加資格要件を欠くこととなった場合には、失格とする。また、事業契約締結日までの間に、代表企業が資格要件を欠くこととなった場合には、事業契約を締結しないこととする。

6 入札参加者の変更

代表企業の変更は認めないが、構成企業及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加及び変更を可能とする。

7 電子調達サービスの追加登録

電子調達サービスにおいて本市に登録がない者は、入札参加表明時までに登録を完了させておくこと。

第4 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日 程	スケジュール
令和2年4月15日	入札の公告、入札説明書等の公表
令和2年4月16日	要求水準書の閲覧資料の閲覧開始
令和2年4月22日	入札説明書等に関する説明会の開催
令和2年5月13日	入札説明書等に関する質問受付締切、個別対話の参加申込締切
令和2年5月26日	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和2年6月中旬	入札説明書等に関する個別対話結果、質問・回答の公表
令和2年6月22日から26日	参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付
令和2年7月22日	要求水準書の閲覧資料の閲覧終了
令和2年7月27日から31日	入札書類審査書類の受付
令和2年9月中旬	提案書の内容に関するヒアリング
令和2年9月下旬	落札者の決定及び公表
令和2年10月	基本協定の締結
令和2年11月	仮事業契約の締結
令和2年12月	事業契約の締結（市議会の議決）

第5 入札手続等

1 担当窓口

入札手続きについての本市の担当窓口を次のとおり定める。各手続き、連絡先、提出先等は、特に指定のない限り下記を窓口とする。

担当窓口：小平市立学校給食センター
所在地：〒187-0031 東京都小平市小川東町 5-17-10
電 話：042-345-2821（直通）
FAX：042-345-2721
E-mail：ck0040@city.kodaira.lg.jp

2 入札に関する手続

(1) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業の選定を踏まえ、令和2年4月15日（水）に、本事業の調達に係る入札公告を行い、あわせて入札説明書等を小平市公式ホームページ上で公表する。

（小平市公式ホームページアドレス <http://www.kodaira.ed.jp/>）

(2) 入札説明会等

入札説明書等に関する説明会、事業予定地の説明会を次のとおり開催する。

ア 入札説明会

日時：令和2年4月22日（水）午後1時30分から午後3時00分まで
会場：小平市立学校給食センター

所在地：東京都小平市小川東町 5-17-10

- イ 事業予定地説明会 入札説明書等に関する説明会終了後に行う。
- ウ 参加資格：本事業に参加を予定している者とし、参加人数は3名以内とする。
- エ 受付期間：入札説明書等公表の日から4月20日（月）正午まで
- オ 受付方法：様式1「入札説明書等説明会及び事業予定地説明会参加申込書」に必要な事項を記載の上、上記1の担当窓口原則として電子メールにより提出すること。

(3) 配送校配膳室現地説明会

配送校配膳室に関する現地説明会を次のとおり開催する。

- ア 開催日時：令和2年5月11日（月）から5月15日（金）までの平日
午前9時～午後5時で詳細な日時は参加申し込み後に別途調整する。
- イ 開催場所：市立中学校（全8校）
- ウ 参加資格：本事業に参加を予定している者とし、1社の参加人数は2名以内とする。
また、説明会当日は、当日から1ヵ月以内に受けた検便検査結果を持参することとし、結果が「陰性」の方のみが配膳室に入室可とする。なお、検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとする。
- エ 受付方法：様式1「入札説明書等説明会及び事業予定地説明会参加申込書」に必要な事項を記載の上、上記1の担当窓口原則として電子メールにより提出すること。

(4) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧を、次のとおり行う。

- ア 閲覧期間：令和2年4月16日（木）から令和2年7月22日（水）までの平日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（最終日は午後2時）
- イ 閲覧方法：閲覧を希望するものは、事前に上記1の担当窓口連絡すること。
- ウ 閲覧場所：小平市立学校給食センター
所在地：〒187-0031 東京都小平市小川東町 5-17-10
- エ 資料の貸出し：行わない。

(5) 入札説明書等に関する質問・回答

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間：入札説明書等公表の日から5月13日（水）午後5時まで
- イ 受付方法：様式2「入札説明書等に関する質問書」に必要な事項を記載の上、上記1の担当窓口原則として電子メールにより提出すること。
- ウ 回答：令和元年6月中旬に小平市公式ホームページにおいて公表する予定である。

(6) 入札説明書等に関する個別対話

市及び本事業に参加を予定している者が十分な意思疎通を図ることによって、入札参加者が本事業の趣旨、市の要求水準書等の意図を理解することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

- ア 開催日時：令和2年5月26日（火）（予定）
- イ 開催場所：小平市役所

- ウ 参加資格:本事業に参加を予定している者とし、参加人数は5名以内とする。なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で10名以内とする。
- エ 受付:様式3「入札説明書等に関する個別対話参加申込書」に必要事項を記載の上、5月13日(水)午後5時までに、上記1の担当窓口原則として電子メールで送付すること。日時及び会場の確定等については、参加申込のあった事業者全てに個別に連絡する。
- オ 位置づけ等:個別対話の内容は、事業者の特殊な技術、ノウハウ等に限り、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあると認められるものを除き、令和2年6月中旬に小平市公式ホームページにおいて公表する。

(7) 参加表明書及び入札参加資格審査書類の受付

事業提案を提出する入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格審査に関する提出書類を次の期間に提出すること。

- ア 受付期間:令和2年6月22日(月)から6月26日(金)までの、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(最終日は午後2時)まで
- イ 提出場所:上記1の担当窓口
- ウ 提出方法:持参すること。
- エ 提出書類:参加表明書、入札参加資格審査に関する提出書類(「第9提出書類」を参照)
- オ 提出部数:1部を提出すること。

(8) 入札書類審査書類の受付

入札書類審査書類を提出する入札参加者は、関係する書類を次の期間に提出しなければならない。入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

- ア 受付期間:令和2年7月27日(月)から7月31日(金)までの、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時(最終日は午後2時)まで
- イ 提出場所:上記1の担当窓口
- ウ 提出方法:持参すること。
- エ 提出書類:入札書類審査に関する提出書類、提案書、基礎審査項目チェックシート(「第9提出書類」を参照)
- オ 提出部数:「様式集(入札書類審査)」を参照

なお、入札を辞退する者は、入札辞退届(様式集(入札参加資格審査)様式3-1)を、令和2年7月22日(水)までに、上記1の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。

(9) 入札の手順

- ア 提出された入札参加資格審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- イ アの書類が全て揃っている入札参加者について、入札参加資格等が本市の要求を満たしていることを確認し、満たしていないと評価された場合は失格とする。

- ウ ア、イにより入札参加者の入札参加資格を確認し、審査結果を書面により令和2年7月10日（金）までに、随時郵送する。
- エ 入札参加資格を満たしていると評価された入札参加者について、提出された入札書類審査書類が全て揃っていることを確認し、揃っていない場合は失格とする。
- オ エの書類が全て揃っている入札参加者の入札書類審査書類について、落札者決定基準に従い、審査を行う。
- カ 審査された入札参加者の入札書（入札書類審査に関する提出書類「様式 A-3」）を開札する。開札は、入札参加者の立会の上行うものとする。
- a. 開札日時：令和2年9月中旬（予定）
- b. 開札場所：決定後、入札参加者に連絡する
- キ 入札書に記載する入札金額は、消費税等抜きの金額を記載する。入札金額が、本市の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札金額が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。
- ク 入札説明書等で示す要件を全て満たしている提案をした入札参加者の中から、地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定する。
- ケ 本市は、別に公表する落札者決定基準に基づき、小平市立学校給食センター更新事業に関する小平市立学校給食センター更新事業技術提案型総合評価審査委員会設置要綱に規定する小平市立学校給食センター更新事業技術提案型総合評価審査委員会による提案内容の審査と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。
- コ 落札者となった入札参加者の代表企業に対して、令和2年9月下旬頃に決定通知を行う。

(10) ヒアリング等の実施

本市は、入札参加者に対し、令和2年9月中旬に提案書の内容に関するヒアリング等を実施する。詳細については、該当者に別途連絡する。

3 入札参加に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類審査書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

入札に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

- ア 小平市契約事務規則第9条第2項各号に基づき、入札保証金を免除する。
- イ 同条同項第2号で規定する免除の要件は、小平市若しくは国又は他の地方公共団体と、以下の契約を締結していることとする。

平成 30 年 4 月 1 日以降に契約を締結若しくは履行が完了した学校給食センターにおいての調理業務委託で 4,000 食／日以上調理業務の実績（公告日現在履行中のものを含む）を有すること。

(4) 契約手続きにおいて使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案の中で特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとする。
なお、提出書類は返却しないものとする。

(8) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者の入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 郵便、電話、電報及びファクシミリによりした入札
- エ 記載事項が不明な入札又は記名若しくは押印のない入札、及び代理人が入札する場合で当該代理人の記名若しくは押印のない入札
- オ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
- カ 同一事項の入札について 2 通以上の入札書を提出したものに係る入札
- キ 一定の金額で価格を表示していないもの
- ク 予定価格を超えた入札
- ケ 明らかに連合によると認められる入札
- コ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した入札条件に違反したもの

(10) 必要事項の通知

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

4 入札予定価格

事業契約書に定める設計及び建設・工事監理業務のサービスの対価と維持管理及び運営業務のサービスの対価からなるサービスの対価の予定価格は、本施設完成・引渡し後に、本市から一括で支払われる予定の一時支払金を含め、事業期間の総額は●●●●●●●●千円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

第6 入札書類の審査

1 技術提案型総合評価審査委員会

事業者の選定に当たり、本市に学識経験者等で構成する審査委員会を設置する。審査委員会は、落札者決定基準や入札説明書等事業者選定に関する書類の検討を行うとともに、入札参加者から提出された提案の審査を行う。

	氏名	所属
委員長	安登 利幸	亜細亜大学 都市創造学部 都市創造学科 大学院 アジア・国際経営戦略研究科 教授
副委員長	田中 延子	淑徳大学 看護栄養学部 客員教授 東京家政学院大学 客員教授
委員	林 立也	千葉大学 大学院工学研究科 准教授
委員	有川 知樹	小平市企画政策部行政経営担当部長
委員	齊藤 豊	小平市教育部長

2 審査方法

審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査と入札書類審査に分けて実施する。提案内容及び入札価格を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を選定した後、本市が落札者を決定する。

3 審査項目等

審査項目は、以下のとおりとする。詳細は、落札者決定基準を参照すること。
なお、付帯事業の提案については、審査対象外とする。

資格審査	入札参加者の資格審査
提案審査	事業計画の提案に関する審査 設計業務の提案に関する審査 建設・工事監理業務の提案に関する審査 維持管理業務等の提案に関する審査 運営業務の提案に関する審査 提案価格に関する審査

(1) 落札者の決定

本市は、優秀提案の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点が同点の時）は、性能評価点が最も高い者を落札者とする。

(2) 落札者を決定しない場合

本市は、事業者の募集、審査及び落札者の選定において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者も公的財政負担の縮減等の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でない判断した場合には、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに公表する。

(3) 落札者決定通知及び審査結果の公表

本市は、落札者決定後、入札参加者の代表企業に対して通知するとともに、小平市公式ホームページにて審査結果を公表する。

第7 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類審査書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

本施設が立地する事業予定地の前提条件は、次のとおりである。

- ① 事業予定地：東京都小平市小川東町 5-17-10
- ② 敷地面積：約 3,411.43 m²
- ③ 地域地区等：
 - ア 準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
 - イ 高度地区：第 2 種高度（絶対高さ 25m）
 - ウ 日影規制：4 時間／2.5 時間（H=4m）
 - エ 防火関係：準防火地域
- ④ 接続道路：北側市道第 A-59 号線（幅員 6.0m、法 42 条 1 項 1 号）
- ⑤ 給排水：
 - ア 給水：給水本管（市道第 A-59 号線下）150mmFCDT
なお、事業予定地内では本管から引込むために給水管（センター内北側、呼び径 75mm）が引かれている。
 - イ 下水：下水本管（市道第 A-59 号線下）500 mm
なお、事業予定地内では汚水排水（内径 150mm）と雨水排水（内径 200mm）はセンター内北側の公設柵で合流し、合流管（内径 200mm）を通過して下水道配管に排水される。
- ⑥ 都市ガス：低圧 100mm（市道第 A-59 号線下）
- ⑦ その他：
 - ア 事業予定地西側の一部が都市計画道路用地となっているため、該当部分には建築物を配置しない計画とすること（該当部分の面積は約 120 m²）。
 - イ 小平市浸水予想区域図（平成 30 年 3 月 28 日更新）において、事業予定地は「浸水が 0.2～0.5m の区域」に該当している。

2 施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件

施設の設計及び建設・工事監理、維持管理及び運営等の提案に関する条件は、第 2 の 7 事業の対象範囲で示す事業者の事業範囲、及び要求水準書に示すとおりとする。入札参加者は、これらの条件を踏まえた上で、入札書類審査書類を作成するものとする。

なお、付帯事業は任意とし、独立採算事業として提案すること。

3 業務の委託

事業者は、事前に本市の承諾を得た場合を除き、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者に設計、建設・工事監理、維持管理及び運営業務の全部又は一部を委託又は請け負わせることはできない。また、事前に本市の承諾を得ることなく委託又は請負先を変更することはできない。本市は、事業者が承諾を求めた場合、承諾を拒む合理的理由がない限り、これらの承諾を与えるものとする。なお、業務の委託又は請負は全て事業者の責任で行うものとし、事業者又はその受託者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、全て事業者に帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

4 資金計画・事業収支計画に関する条件

ア 新学校給食センターの設計及び建設・工事監理業務に係る一時支払金は、国庫補助金（学校施設環境改善交付金）及び地方債をもって充てる予定であり、その計算式は次のとおりとする。なお、提案書には、消費税及び地方消費税相当額（消費税率：10%）を除いた金額を記載すること。

$$\text{一時支払金（消費税及び地方消費税相当額含む）} = (\text{ア}) + (\text{イ}) + (\text{ウ})$$

「(ア)：学校施設環境改善交付金相当額（210,513,000 円）＋太陽光発電等の整備に関する学校施設環境改善交付金相当額（959,500（円/kW）×1/2×容量（kW）」

「(イ)：学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額（365,700,000 円）＋太陽光発電等の整備に関する学校施設環境改善交付金対象経費分地方債相当額（959,500（円/kW）×1/2×75%×容量（kW）（ただし、十万円未満切り捨て）」

「(ウ)：その他地方債相当額（事業契約約款（案）別紙4表2の「ア施設費」のうち建設工事費（厨房機器等設置工事費及び外構工事費を含み、現学校給食センターの解体・撤去工事費、什器・備品等設置費、食器類・食缶等調達費、配送校保冷庫撤去及び調達・設置費は除く。）及びこれらに賦課される消費税及び地方消費税相当額－(エ)×67.5%（ただし、十万円未満切り捨て）」

「(エ)：学校施設環境改善交付金対象経費相当額（626,916,000 円）＋太陽光発電等の整備に関する学校施設環境改善交付金対象経費相当額（959,500（円/kW）×容量（kW）」

ただし、太陽光発電システムの発電能力（容量）が 20kW を超える提案については、(ア) から (エ) の計算式中の「959,500（円/kW）」を、容量が 20kW を超え 30kW 以下の場合、844,400（円/kW）に、容量が 30kW を超え 40kW 以下の場合、789,800（円/kW）に、容量が 40kW を超え 50kW 以下の場合、760,500（円/kW）に、容量が 50kW を超え 100kW 以下の場合、732,300（円/kW）に、容量が 100kW を超える場合、696,900（円/kW）に読み替えるものとする。

なお、実際に支払う段階で、この一時支払金の金額変更があった場合、事業者が発生するコスト（融資額の変更に伴い金融機関に支払う手数料等）は本市の負担とする。

イ 割賦手数料の算出に当たっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、その支払金利は基準金利と入札参加者の提案による利鞘（スプレッド）の合計とする。なお、提案提出時に使用する基準金利は0.45%とすること。

ウ 運営費については、「要求水準書 添付資料 11 配送校生徒数・クラス数の推計」を参考に、事業契約約款（案）別紙5第2項に基づいて、固定費及び変動費を算出すること。ただし、提案にあたっては、条件を統一するため、提供食数は5,000食/日、年間給食提供日数は194日とし、食数変動は考慮しないものとして、提出すること。

5 本市の費用負担

以下の費用については、本市が費用負担するものとする。

- ア 光熱水費（維持管理及び運営期間中）
- イ 電話料金等（インターネット通信費を含むが、事業者側に発生する費用を除く。）
- ウ 大規模修繕費
- エ モニタリングに係る費用（事業者側に発生する費用を除く。）

6 サービスの対価

事業契約約款（案）別紙4及び別紙5に基づく。

7 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

事業契約約款（案）別紙2に基づく。

8 土地の使用

本事業の事業予定地は本市の市有地である。事業者は、工事着手予定日をもって、本施設の引渡し日までの期間、建設工事等の遂行に必要な範囲で、本市が所有する事業予定地を無償で使用することができる。

9 保険

事業契約約款（案）別紙3に基づく。

10 本市と事業者の責任分担

(1) 基本的考え方

本事業は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指している。事業者の担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、各業務の履行に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者との基本的なリスク分担の考え方は、事業契約書(案)に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

1.1 財務書類の提出

事業者は、事業期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3箇月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けたうえで、監査済財務書類の写しを本市に提出し、本市に監査報告を行うこと。

第8 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 契約の条件

落札者と本市は、事業契約の締結に関する基本協定書について速やかに合意し、これを締結するものとし、基本協定書の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。また、SPC 設立後、速やかに仮事業契約の締結を行うものとする。

なお、本契約の締結は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条及び小平市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 38 年条例第 3 号）の規定により、小平市議会の議決を経たうえで締結することとなる。当該仮事業契約は、市議会でこの仮事業契約の締結に係る議案が議決された時に本契約となるものとし、契約締結日は、当該議決を得た日の翌日とする。ただし、本市は、当該議案が市議会で議決されなかった場合でも、仮事業契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

(2) 契約の解除

落札者決定後、本事業契約に係る議案の議決があるまでの間に、当該落札者が第 3 の入札参加者の備えるべき参加資格要件に示すいずれかの要件を満たさなくなったときは、当該仮事業契約を締結しないことがあり、又は仮事業契約を締結しているときはこれを解除することがある。

2 契約の枠組み

(1) 対象者

SPC

(2) 締結時期及び事業期間

仮事業契約の締結：令和 2 年 11 月

事業契約の締結（市議会の議決の翌日）：令和 2 年 12 月

事業期間は、事業契約締結日より令和 19 年 7 月末日までとする。

(3) 事業契約の概要

事業者が本市を相手方として締結する事業契約は、事業契約書（案）によるものとし、事業契約書（案）の内容は、誤字脱字等の軽微なもの以外は変更しない。

事業契約は、本市の提示内容、事業者の提案内容及び事業契約書に基づき締結するものであり、事業者が遂行すべき施設整備、維持管理及び運営業務に関する業務内容、リスク分担、金額、支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札者の入札価格に、当該入札価格中の消費税等課税対象額に係る消費税等相当額を加えた金額とする。

4 契約保証金

事業契約約款（案）第 39 条及び第 61 条に基づくものとする。

5 事業者の事業契約上の地位

事業者は、本市の事前の承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の方法により処分してはならない。また、本市の事前の承諾がある場合を除き、入札参加者等が保有する SPC の株式を譲渡し、担保権等を設定し、又はその他の処分をしてはならない。なお、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も、同様とする。

第9 提出書類

1 入札時の提出書類

入札時に提出する書類は、次表のとおりとする。詳細は、様式集（入札参加資格審査）及び様式集（入札書類審査）を参照のこと。

(1) 入札参加資格審査書類

① 参加表明書	
・参加表明書	(様式 1-1)
② 入札参加資格審査に関する提出書類	
・資格審査申請書	(様式 2-1)
・設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-2)
・建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-3)
・厨房機器等の調達及び設置業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-4)
・工事監理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-5)
・維持管理業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-6)
・運營業務を行う者の参加資格等要件に関する書類	(様式 2-7)
・入札参加者構成表及び役割分担表	(様式 2-8)
・委任状（構成企業及び協力企業→代表企業）	(様式 2-9)
・委任状（代表企業用）	(様式 2-10)
・事業実施体制	(様式 2-11)
・会社概要書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・定款（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業）	(書式自由)
・決算報告書（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近3箇年）	(書式自由)
・登記簿謄本（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、直近の履歴事項全部証明書原本）	(書式自由)
・納税証明書（その3の3）（代表企業、構成企業及び協力企業の全企業、入札公告日以降に申請した証明書）	(書式自由)
③ その他	
・入札辞退届（辞退する場合のみ）	(様式 3-1)

(2) 入札書類審査書類

① 入札書類審査に関する提出書類	
・入札書類審査書類提出書	(様式 A-1)
・入札参加者構成表	(様式 A-2)
・入札書	(様式 A-3)
・入札価格計算書	(様式 A-4)
・要求水準書及び添付書類に関する確認書	(様式 A-5)
② 提案書	
・事業計画全般に関する事項	(様式 B-1～6)
・設計業務に関する事項	(様式 C-1～5)
・建設・工事監理業務に関する事項	(様式 D-1～4)

・維持管理業務に関する事項	(様式 E-1～8)
・運営業務に関する事項	(様式 F-1～6)
・事業収支等提案書類	(様式 G-1～2)
・提案価格等提案書類	(様式 H-1～4)
・事業スケジュール表	(様式 I-1)
・計画図面等提案書類	(様式 J-1～18)
③ 基礎審査項目チェックシート	(様式 K-1)

第10 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の履行が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は、事業契約を解約することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、本市は、事業契約を解約することができる。

ウ 前2号により事業契約が解約された場合、事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解約することができる。

イ 前号により事業契約が解約された場合、本市は、事業者に生じた損害を賠償しなければならない。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に、事前に書面でその旨を通知することにより、本市又は事業者は、事業契約を解約することができる。